

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (省 略)</p> <p>(組入資産の評価の原則)</p> <p>第 3 条 組入資産の評価に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 組入資産の評価は、原則として、時価の算定に関する会計基準に則り、時価（算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。）により行うこと。</p> <p>(2) 組入資産の評価に当たっては、継続性を原則とすること。</p> <p>(3) 組入資産の評価に当たり、取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から提供された価格を用いる場合には、当該価格を評価に用いることについての妥当性、合理性等について、定期的に継続して社内を検証すること。また、委託会社は検証するために必要な社内体制を整備すること。</p> <p>(4) 組入資産の評価に当たり、本規則各条で定める規定に抛り難いと委託会社が判断した場合には、時価の算定に関する会計基準に則り、委託会社が適切と判断した価格で評価すること。ただし、この場合、当該判断に至った経緯や価格の算定方法、社内での手続き等について事跡を文書（電子ファイルを含む）にて作成し、7年</p>	<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (同 左)</p> <p>(組入資産の評価の原則)</p> <p>第 3 条 組入資産の評価に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 組入資産の評価は、原則として、時価の算定に関する会計基準に則り、時価（算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。）により行うこと。</p> <p>(2) 組入資産の評価に当たっては、継続性を原則とすること。</p> <p>(3) 組入資産の評価に当たり、第三者から提供された価格を用いる場合には、当該価格を評価に用いることについての妥当性、合理性等について、定期的に継続して社内を検証すること。また、委託会社は検証するために必要な社内体制を整備すること。</p> <p>(4) 組入資産の評価に当たり、本規則各条で定める規定に抛り難いと委託会社が判断した場合には、時価の算定に関する会計基準に則り、委託会社が適切と判断した価格で評価すること。ただし、この場合、当該判断に至った経緯や価格の算定方法、社内での手続き等について事跡を文書（電子ファイルを含む）にて作成し、7年</p>

新	旧
<p>間保存すること。</p> <p>第4条～第12条 (省 略)</p> <p>(上場予定株式の評価)</p> <p>第13条 上場予定株式(<u>目論見書等で確認されるものに限る。以下同じ</u>)は、計算日の気配相場がない場合には、上場までの間、計算日の直近の気配相場で評価するものとする。<u>なお、気配相場の発表が行われないものは、当該株式の取得価額で評価するものとする。ただし、既に当該株式を公正価値測定を用いて時価で評価している場合には、当該時価による評価を継続することができるものとする。</u></p> <p>(未上場株式の評価)</p> <p>第14条 未上場株式(上場予定株式を除く。<u>以下同じ。</u>)の評価については、<u>公正価値測定を用いて時価で評価するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p>(外国株式の評価)</p> <p>第15条 1～4 (省 略)</p> <p>5 未上場株式及び未登録株式であって、次に掲げる外国株式については、当該各号に定める価額で評価するものとする。</p>	<p>間保存すること。</p> <p>第4条～第12条 (同 左)</p> <p>(上場予定株式の評価)</p> <p>第13条 上場予定株式は、計算日の気配相場で評価し、計算日の気配相場がない場合には、計算日の直近の気配相場で評価するものとする。</p> <p>(未上場株式の評価)</p> <p>第14条 未上場株式(上場予定株式を除く。)は、<u>第一種金融商品取引業者(金商法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいう。以下同じ。)</u>等から提示される気配相場で評価し、<u>計算日に気配相場が提示されない場合には、計算日の直近の日に提示された気配相場で評価するものとする。</u></p> <p><u>2 気配相場が発表されなくなった日から起算して1ヵ月を経過しても気配相場の発表が行なわれていない場合には、気配相場が発表されるまでの間は、直近の気配相場又は直近に発表された決算期の純資産価額に基づき算出した1株当たりの価額のいずれか低い価額で評価するものとする。</u></p> <p>(外国株式の評価)</p> <p>第15条 1～4 (同 左)</p> <p>5 未上場株式及び未登録株式であって、次に掲げる外国株式については、当該各号に定める価額で評価するものとする。</p>

新	旧
<p>(1) 上場予定株式及び登録予定株式（目論見書等で確認されるものに限る。）計算時に知りうる直近の日の気配相場。<u>なお、気配相場の発表が行われないものは、当該株式の取得価額。ただし、既に当該株式を公正価値測定を用いて時価で評価している場合には、当該時価による評価を継続することができるものとする。</u></p> <p>(2) 株主又は社債権者として割当てられる未上場株式及び新株引受権並びに株式買受権 計算時に知りうる直近の日の気配相場。ただし、気配相場の発表が行われないものは、当該株式の取得価額</p> <p>(3) 前2号以外の未上場株式及び未登録株式 <u>公正価値測定を用いて時価で評価するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>(1) 上場予定株式及び登録予定株式（目論見書等で確認されるものに限る。）計算時に知りうる直近の日の気配相場。<u>ただし、気配相場の発表が行われないものは、当該株式の取得価額。</u></p> <p>(2) 株主又は社債権者として割当てられる未上場株式及び新株引受権並びに株式買受権計算時に知りうる直近の日の気配相場。ただし、気配相場の発表が行われないものは、当該株式の取得価額</p> <p>(3) 前2号以外の未上場株式及び未登録株式 <u>金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。以下同じ。）等から提示される気配相場。ただし、計算日に気配相場が提示されないものは、金融商品取引業者等から提示された直近の気配相場</u></p> <p><u>6 第14条第2項の規定は、前項第3号に規定する未上場株式及び未登録株式の評価について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p><u>附 則</u> この改正は、令和〇年〇月〇日から実施する。</p>	